

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和3年度中小企業支援センター運営業務
発 注 課	経済観光局 産業振興部 商業・経営支援担当課
選 定 事 業 者	一般財団法人さっぽろ産業振興財団
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下、「財団」という。）は、平成14年度より、中小企業支援法第7条に基づく「指定法人」として札幌市が主体的に設立した機関であり、15年以上にわたり中小企業支援センター（以下、「支援センター」という。）を運営し、中小企業者や小規模事業者、個人事業者など様々な相談者に対し、経営・融資相談を行っている唯一の機関である。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の流行により、経営等に影響を受けている中小企業者等への相談等に対応するため、令和2年1月29日から緊急相談窓口を開設し、令和2年4月20日には融資や経営相談の他、雇用調整助成金やテレワーク導入等に係る相談、事業者向けの市税や感染予防相談の窓口を集約した事業者向けワンストップ窓口を開設している。当窓口では、経営相談のほか、市融資制度である「新型コロナウイルス対応支援資金」や中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）及び第6項（危機関連保証）の認定受付を担っており、緊急相談窓口開設から令和3年3月19日までで、累計43,402件の相談に対応している。急増した相談者に対応するため、既存の支援センター職員に加え、中小企業診断士や社会保険労務士等の相談員を配置し、相談窓口を運営している。新型コロナウイルスの影響は未だ収束の目途は立っておらず、相談件数は毎月2,500件前後を推移している。このような状況の中、相談窓口を円滑に運営し続けることは必須であり、運営にあたっては、市融資制度やセーフティネット等の申請受付業務のノウハウを有している現体制を維持すべきである。</p> <p>以上のように、これまでの経営・融資等の相談実績や、新型コロナウイルス感染症に対するワンストップ相談窓口の運営実績を持つ財団は、本業務を実施することのできる唯一の団体である。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、委託先として財団を選定する。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和3年3月29日